

電気供給約款【低圧】＜東京電力パワーグリッド株式会社管内＞新旧対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">電気供給約款 【低圧】</p> <p style="text-align: center;">I 総則</p> <p>1 適用</p> <p>(1) グリーンピープルズパワー株式会社（以下「当社」といいます。）が、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の定める託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。）に則り維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等は、この電気供給約款【低圧】（以下「本約款」といいます。）の定めるところによります。<u>なお、お客様の需要場所を管轄する送配電会社は別表1「一般送配電事業者とその供給区域」記載の通とおります。</u></p> <p>(2) 本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</p> <p>2 定義 ＝略＝</p> <ul style="list-style-type: none"> 小型機器：小型機器とは、テレビ、洗濯機、エアコン等の単相100ボルトまたは200ボルトで使用する、<u>電灯以外の</u>電気機器を指します。一般の電気機器のほとんどは、この小型機器にあたります。 <p>＝略＝</p>	<p style="text-align: center;">電気供給約款 【低圧】</p> <p style="text-align: center;"><u>＜東京電力パワーグリッド株式会社管内＞</u></p> <p style="text-align: center;">I. 総則</p> <p>1. 適用</p> <p>(1) グリーンピープルズパワー株式会社（以下「当社」といいます。）が、<u>一般送配電事業者たる東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域(栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以东〕)において、</u>お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の定める託送供給等約款（以下「託送供給約款」といいます。）に則り維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等は、この電気供給約款【低圧】（以下「本約款」といいます。）の定めるところによります。</p> <p>(2) 本約款は、電気事業法<u>(昭和三十九年七月十一日法律第七十号、その後の改正を含み、以下単に「電気事業法」といいます。)</u>第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</p> <p>2. 定義 ＝略＝</p> <ul style="list-style-type: none"> 小型機器：小型機器とは、テレビ、洗濯機、エアコン等の単相100ボルトまたは200ボルトで使用する電気機器を指します。一般の電気機器のほとんどは、この小型機器にあたります。 <p>＝略＝</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>契約負荷設備：本契約上、お客さまが使用できる負荷設備</u> 	<p>削除 *全エリア共通化</p> <p>削除 追加</p> <p>追加</p> <p>削除</p> <p>追加</p> <p>削除</p>

新	旧	備考欄
<p>・再生可能エネルギー発電促進賦課金：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 =略= 3 本約款の変更 (1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等が改定された場合、法令・条例・規則・消費税法等が<u>制定もしくは改廃</u>された場合、=略= (2) 本約款の変更に伴い、当社が、<u>①変更の際の供給条件および変更の対象となった本約款の変更条項の説明のための書面を交付する場合、また、②契約変更後の契約書や覚書等を交付する場合</u>、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。 イ) <u>①については</u>、電磁的方法等により、変更をしようとする事項のみを説明し記載します。 ロ) <u>②については</u>、電磁的方法等により行い、書面には当社の名称および住所、契約年月日、変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 ハ) 上記にかかわらず、<u>本約款</u>の変更が軽微な変更にとどまる場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、その他の<u>需給</u>契約の実質的な変更を伴わない変更のことを<u>いいます</u>。）には、需給条件の説明および書面交付については、当該変更をしようとする事項の<u>概要のみの説明とし、特に書面交付は行わないこととします</u>。 <u>(3) 本約款の変更に異議のあるお客さまは、通知を受領してから30日以内に当社に通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。お客さまが上記期</u></p>	<p><u>をいいます</u>。 =略= • <u>アンペアブレーカー：アンペアブレーカー契約において、契約上使用できる最大電流（アンペア）を超えると、電流が遮断されるように設計された機器及びその機能を言います</u>。 =略= • 再生可能エネルギー発電促進賦課金：<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> =略= 3. 本約款の変更 (1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款<u>及び</u>その他の供給条件等が改定された場合、法令・条例・規則・消費税法等が<u>改正</u>された場合、=略= (2) 本約款の変更に伴い、当社が、<u>変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合</u>、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。 イ) <u>供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合</u>、電磁的方法等により、変更をしようとする事項のみを説明し記載します。 ロ) <u>契約変更後の書面交付を行う場合には</u>、電磁的方法等により行い、書面には当社の名称および住所、契約年月日、変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。 ハ) 上記にかかわらず、<u>この需給約款</u>の変更が、軽微な変更にとどまる場合（法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更 その他の<u>供給</u>契約の実質的な変更を伴わない変更のことを<u>いう</u>。）には、供給条件の説明および書面交付については、当該変更をしようとする事項の<u>概要のみ説明し、契約変更前および契約変更後の書面交付をしないこととします</u>。</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p>

新	旧	備考欄
<p><u>限までに本約款の変更に異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款に変更されるものとみなします。</u></p> <p>4 単位および端数処理 本約款において使用する単位および端数処理は以下の<u>とおり</u>とします。 <u>イ)</u> 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。 <u>ロ)</u> 契約電力その他の電気の電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。 <u>ハ)</u> 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。 <u>ニ)</u> 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。</p> <p>5 実施細目 本約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p style="text-align: center;">II 契約</p> <p>6 契約の申込みおよび成立 (1) お客さまが新たに電気の<u>需給</u>契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認し、次の各事項を明記して、当社所定の様式によってお申込みいただきます。 ・お客さまの情報（お名前、ご住所、電話番号、メールアドレス） ・需要場所、供給地点特定番号 ・契約種別、契約容量 ・料金の支払方法 ・その他当社が必要とする情報</p> <p>(2) 前項の申込みを受けて、当社がお客さまに対して、<u>需給</u>開始日を通知する書面を郵送または電子メール等により<u>発し、これが</u></p>	<p>4. 単位および端数処理 (1) 本約款において使用する単位および端数処理は以下の<u>通り</u>とします。 <u>① 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</u> <u>② 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。</u> <u>③ 契約電力その他の電気の電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。</u> <u>④ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。</u> <u>⑤ 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。</u></p> <p>5. 実施細目 (1) 本約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p style="text-align: center;">II. 契約</p> <p>6. 契約の申込みおよび成立 (1) お客さまが新たに電気の<u>供給</u>契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認し、次の各事項を明記して、当社所定の様式によってお申込みいただきます。 ・お客さまの情報（お名前、ご住所、電話番号、メールアドレス） ・<u>現契約プラン</u> ・需要場所、供給地点特定番号 ・契約種別、契約容量、<u>契約電力</u> ・料金の支払方法 ・その他当社が必要とする情報</p> <p>(2) 前項の申込みを受けて、当社がお客さまに対して、<u>供給</u>開始日を通知する書面を郵送または電子メール等により<u>発した日をもって、当社が前項の申込みを承諾したものであるとして、本契約</u></p>	<p>削除（項目整理）</p> <p>削除</p> <p>項目整理</p> <p>削除（項目整理）</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>変更</p>

新	旧	備考欄
<p><u>お客さまに到達した日をもって、当社が前項のお客さまからの申込みを承諾したものとし、同承諾を行った日（以下「契約成立日」といいます。）をもって、需給契約が成立いたします。</u>ただし、一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、<u>需給契約の成立の日</u>に遡って<u>需給契約を解約</u>することがあります。<u>なお、本契約によってお客さまが負う電気料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあるため、お客さまはこれに対して同意するものとします。</u></p> <p>7 契約期間 契約期間は、次によります。 イ) <u>需給契約の契約期間は、需給契約の成立の日から需給開始の日</u>のより1年目（12<u>ヶ</u>月目）の検針日の前日までとします。 ロ) 契約期間満了日 <u>5日営業日前までに</u>、お客さままたは当社から相手方に対して契約の終了または変更の申し出がない限り、需給契約の契約期間は自動的に1年間延長し、以後もこの例によるものといたします。</p> <p>8 契約の単位 当社は、原則として1需要場所について1契約種別を適用して1電気<u>需給</u>契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力とを合わせて使用する需要の場合、<u>その他特別の事情がある場合</u>、複数の<u>需給</u>契約を締結することがあります。</p> <p>9 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの<u>需給</u>契約の申込みを承諾したときには、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ<u>需給</u>開始日を定め、<u>需給</u>開始日から、<u>需給</u>契約に基づく電気の<u>需給</u>を開始します。この場合の<u>需給</u>開始日は以下のとおりとします。 <u>イ)</u> 引越し(転入)等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立</p>	<p>が成立いたします。ただし、<u>当該</u>一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、<u>供給</u>契約の成立の日に遡って<u>供給</u>契約を解約することがあります。</p> <p>7. 契約期間 <u>(1)</u> 契約期間は、次によります。 イ) <u>本契約の契約期間は、本契約の成立の日から供給開始の日</u>のより1年目（12<u>か</u>月目）の検針日の前日までとします。 ロ) 契約期間満了日 <u>に先立って</u>、お客さままたは当社から相手方に対して契約の終了または変更の申し出がない限り、本契約の契約期間は自動的に1年間延長し、以後もこの例によるものといたします。</p> <p>8. 契約の単位 (1) 当社は、原則として1需要場所について1契約種別を適用して1電気<u>供給</u>契約を結びます。ただし、電灯または小型機器と動力とを合わせて使用する需要の場合、複数の<u>電気供給</u>契約を締結することがあります。</p> <p>9. 供給の開始 (1) 当社は、お客さまの<u>供給</u>契約の申込みを承諾したときには、お客さまおよび一般送配電事業者と協議のうえ<u>供給</u>開始日を定め、<u>供給</u>開始日から、<u>本契約</u>に基づく電気の<u>供給</u>を開始します。この場合の<u>供給</u>開始日は以下のとおりとします。 <u>①</u> 引越し(転入)等の理由で、新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契</p>	<p>追加</p> <p>削除（項目整理） 変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>項目整理</p>

新	旧	備考欄
<p>した場合には、その使用を開始した日とします。</p> <p>ロ) 他の小売電気事業者からの切替えにより 需給を開始する場合には、原則として、お客さまが申込みをして 本約款「6 契約の申込みおよび成立(2)」の契約成立日から起算される標準処理期間（切替えの手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日を、需給開始日とします。ただし、最初の検針日までに切替えに必要な手続きが完了しない場合 等については、次回の検針日となる場合もあります。</p> <p>(2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社はお客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。この場合においては、本約款「6 契約の申込みおよび成立(2)」の定めにかかわらず、契約成立日は、新たに開始日を定める通知を発した日とします。</p> <p>10 申込みをお断りする場合</p> <p>(1) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金が支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 当社所定の審査に基づき当社の裁量で需給契約の申込の全部または一部をお断りすることがあります。</p> <p>11 供給の単位</p> <p>当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。</p> <p>12 需給契約書の作成</p>	<p>約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。</p> <p>② 他の小売電気事業者からの切替えにより 供給を開始する場合には、原則として、お客さまが申込みをして 第6条に契約締結日から起算される標準処理期間（切替えの手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日を、供給開始日とします。ただし、最初の検針日までに切替えに必要な手続きが完了しない場合 などについては、次回の検針日となる場合もあります。</p> <p>(2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社はお客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。この場合においては、第6条の定めにかかわらず、契約締結日は、新たに供給開始日を定める通知を発した日とします。</p> <p>10. 申込みをお断りする場合</p> <p>(1) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況(既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金が支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。)その他によってやむをえない場合には、供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。</p> <p>(2) 当社所定の審査に基づき当社の裁量で供給契約の申込の全部または一部をお断りすることがあります。</p> <p>(3) 本契約によってお客さまが負う電気料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあるため、お客さまはこれに対して同意するものとします。</p> <p>11. 供給の単位</p> <p>(1) 当社は、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。</p> <p>12. 需給契約書の作成</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>削除（項目整理）、追加</p>

新	旧	備考欄
<p>特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について需給契約書を作成いたします。</p> <p style="text-align: center;">III 契約種別</p> <p>13 契約種別 契約種別 <u>(料金メニュー)</u> に関する詳細事項は、別表「<u>6 契約種別</u>」にて定めます。</p> <p style="text-align: center;">IV 料金の算定および支払い</p> <p>14 料金の適用開始の時期 (1) 料金は需給開始日から適用いたします。 (2) ただし、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合は適用されません。</p> <p>15 検針日および計量日 =略=</p> <p>16 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、電気の需給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から需給契約の終了日の前日までの期間といたします。 (2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、需給開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から需給契約終了日の前日までの期間といたします。</p>	<p>(1) 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について需給契約書を作成いたします。</p> <p style="text-align: center;">III. 契約種別 <u>および料金メニュー</u></p> <p>13. 契約種別 (1) 契約種別に関する詳細事項は、別表にて定めます。</p> <p>14. <u>電気料金メニュー</u> (1) <u>電気料金メニューに関する詳細事項は、別表にて定めます。</u></p> <p style="text-align: center;">IV. 料金の算定および支払い</p> <p>15. 料金の適用開始の時期 (1) 料金は供給開始日から適用いたします。 (2) ただし、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合は適用されません。</p> <p>16. 検針日および計量日 =略=</p> <p>17. 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間(以下「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、電気の供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から供給契約の終了日の前日までの期間といたします。 (2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から供給契約終了日の前日までの期間といたします。 (3) <u>料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定</u></p>	<p>削除 (項目整理)</p> <p>削除</p> <p>削除 (項目整理)、変更</p> <p>削除</p> <p>変更 変更 変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p>

新	旧	備考欄
<p>17. 使用電力量の計量 使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(需給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力会社からの当社への通知)があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。<u>なお、一般配電事業者からの通知が遅れた場合は、通知があり次第速やかにお知らせします。</u></p> <p>イ) 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。</p> <p>ロ) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、一般送配電事業者からの算定値をもとにして、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>18. 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「<u>1ヶ月</u>」として算定いたします。 イ) 月の途中で、電気の需給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が終了した場合 =略= (2) (1)イまたはロの場合、基本料金は別表「<u>4</u> 日割計算の基本算式」により日割計算をして算定します。 (3) (1)イの場合に日割計算をするときは、日割計算対象日数には需給開始日および再開日を含み、需給停止日および需給契約の終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (4) (2)および(3)にかかわらず、 =略= <u>(5) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。</u></p> <p>19. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限 (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日又は計量日の属する月の末日といたします。ただし、本約款「<u>17. 使用電力量の計量</u> ロ)」の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、需給契約が終</p>	<p><u>いたします。</u></p> <p>18. 使用電力量の計量 (1) 使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(供給契約が終了した場合は、原則として終了日における電力会社からの当社への通知)があった後、検針日の属する月の翌月にお知らせいたします。</p> <p>① 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する計量器によるものといたします。</p> <p>② 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、一般送配電事業者からの算定値をもとにして、お客さまと当社との協議によって定めます。</p> <p>19. 料金の算定 (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「<u>1か月</u>」として算定いたします。 イ) 月の途中で、電気の供給を開始し、または電気供給契約が終了した場合 =略= (2) イまたはロの場合、基本料金は別表「<u>2. 日割計算の基本算式</u>」により日割計算をして算定します。 (3) (1)イの場合に日割計算をするときは、日割計算対象日数には<u>電気供給の</u>開始日および再開日を含み、<u>電気供給の</u>停止日および<u>電気供給</u>契約の終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。 (4) (2)及び(3)にかかわらず、 =略=</p> <p>20. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限 (1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日又は計量日の属する月の末日といたします。ただし、本約款<u>第18条(1)②</u>の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、<u>供給</u>契約が終了した場合は終</p>	<p>変更 削除 (項目整理) 変更 追加 項目整理 変更 変更 変更・追加 変更 変更 変更 追加 変更 変更</p>

新	旧	備考欄
<p>了した場合は、<u>その</u>終了日といたします。 =略= (4) お客さまは、(3)にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の郵送を当社に要求することができます。この場合、お客さまは当社が求める別に定める別表「<u>8 料金(1)</u>」に定める手数料を支払<u>って</u>いただきます。 (5) お客さまの料金は、<u>本約款「20 料金その他の支払方法(1)(a)」の方法による支払いの場合は当社が請求を行った月の20日、本約款同条同項(b)の方法による支払いの場合は当社が請求を行った月の15日を支払期日とし、また、本約款同条同項(c)の方法による支払いの場合はコンビニ支払い用紙記載の支払い期限までに支払っていただきます。</u> (6) ただし、<u>前項の請求日</u>が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その翌営業日に料金を支払っていただきます。</p> <p>20 料金その他の支払方法 (1) 料金その他の支払方法は、料金については毎月継続して、(a)口座振替払い(お客さまが指定する口座から当社の口座に対し、料金を振替える方法)、(b)クレジットカード払い(当社の指定するクレジットカード会社(代行業者を含み、以下同様とします。)との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して電気料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。)、<u>または(c)コンビニ払い(当社から送付するコンビニ支払い用紙を用いて、コンビニエンスストアで電気料金を支払う方法)</u>のいずれかによるものとします。<u>ただし、コンビニ払いの場合は、本約款「19 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限(4)」に定める手数料をお支払いいただきます。なお、工事費負担金その他について、電気料金と合算される場合は合算して、それ以外の場合は、支払を要する度毎に当社の指定する金融機関への振込とします。</u> (2) 料金その他については、(a)口座振替払いについては料金がお客さまの指定する口座から引き落とされた時点で、(b)クレジットカード払いについてはクレジットカード会社から当社が指</p>	<p>了日といたします。 =略= (4) お客さまは、(3)にかかわらず料金その他の請求額に係る請求書等の郵送を当社に要求することができます。この場合、お客さまは当社が求める別に定める別表「<u>7.料金</u>」で定める手数料を支払<u>うことを要します。</u> (5) お客さまの料金は、当社が請求を行った月の20日<u>に、お客さまが指定した口座からの引き落としまたはクレジットカード払いで支払っていただきます。</u> (6) ただし、<u>請求を行った月の20日</u>が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その翌営業日に料金を支払っていただきます。</p> <p>21. 料金その他の支払方法 (1) 料金その他の支払方法は、料金については毎月継続して、<u>工事費負担金その他については支払を要する度毎に、</u>(a)口座振替払い(お客さまが指定する口座から当社の口座に対し、料金を振替える方法)、<u>または</u>(b)クレジットカード払い(当社の指定するクレジットカード会社(代行業者を含み、以下同様とします。)との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して電気料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。)<u>のいずれかによるものとします。</u> (2) 料金その他については、(a)口座振替払いについては料金がお客さまの指定する口座から引き落とされた時点で、<u>また</u>(b)クレジットカード払いについてはクレジットカード会社</p>	<p>変更 変更 追加 変更 変更 削除 追加 追加 削除</p>

新	旧	備考欄
<p>定した金融機関等に立替払いがなされた時点で、<u>(c)コンビニ払いについては、コンビニエンスストアで電気料金の支払いがなされたときに、また電気料金と合算されない場合には、当社の指定する金融機関への振込がなされた時点で、当社に対する支払がなされたもの</u>といたします。</p> <p>=略=</p> <p>21 延滞利息</p> <p>=略=</p> <p>(2) 前項の延滞利息は、その算定の基礎となる未払料金額（税込）から、以下の金額を控除して得られる本体相当額に対して、年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて算定する。</p> <p><u>イ) 電気料金本体に係る消費税等相当額</u> <u>ロ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</u> <u>ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額</u></p> <p>(3) 延滞利息は、<u>原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。</u></p> <p style="text-align: center;">V 使用および供給</p> <p>22 適正契約の保持</p> <p><u>当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。</u></p> <p>23 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</p> <p><u>イ) 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査</u> <u>ロ) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確</u></p>	<p><u>会社</u>から当社が指定した金融機関等に立替払いがなされた時点で、当社に対する支払がなされたものといたします。</p> <p>=略=</p> <p>22. 延滞利息</p> <p>=略=</p> <p>(2) 「前項の延滞利息は、未払料金額（消費税抜き）から下記算式により得られる金額を控除した残額に対し、支払済まで年10%の割合による金員とします。</p> <p style="text-align: center;"><u>算式：再生可能エネルギー発電促進賦課金×120/110】</u></p> <p>(3) 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた<u>日の属する月の末日</u>に支払義務が発生する料金<u>（ただし、延滞利息及び未払料金支払日に使用した電気に対する料金に限る）</u>と<u>合わせて</u>支払っていただきます。</p> <p style="text-align: center;">V. 使用および供給</p> <p>23. 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p><u>(1) 当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。</u></p> <p><u>① 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査</u> <u>② 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物</u></p>	<p>削除 追加</p> <p>変更</p> <p>削除 追加</p> <p>追加 変更</p> <p>追加</p> <p>変更（項目整理）</p> <p>変更（項目整理）</p>

新	旧	備考欄
<p>認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>ハ) 計量値の確認</p> <p>ニ) 本約款「<u>24 電気の使用に伴うお客さまの協力</u>」「<u>25 供給の停止</u>」、または「<u>29 供給の中止または使用の制限もしくは中止</u>」により必要な処置</p> <p>ホ) その他本約款によって、<u>需給契約の成立、変更もしくは終了に必要な業務</u>、または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>＝略＝</p> <p>25 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。</p> <p>イ) <u>お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</u></p> <p>ロ) <u>お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</u></p> <p>ハ) <u>本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</u></p> <p><u>(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>イ) <u>電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</u></p> <p>ロ) <u>本約款「23 需要場所への立入りによる業務の実施」に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</u></p> <p><u>(3) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</u></p> <p>26 供給停止の解除</p> <p>本約款「<u>25 供給の停止</u>」によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した旨を当社に対して通知したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。</p>	<p>の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>③ 計量値の確認</p> <p>④ 本約款第 24 条、本約款第 35 条(2)または本約款第 37 条により必要な処置</p> <p>⑤ その他本約款によって、<u>電気供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務</u>または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>＝略＝</p> <p>25. 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はそのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。</p> <p>イ) <u>お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</u></p> <p>ロ) <u>お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合</u></p> <p>ハ) <u>お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合</u></p> <p>26. 供給停止の解除</p> <p>(1) 本約款第 24 条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消した旨を当社に対して通知したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>追加</p> <p>変更（項目整理）、変更</p>

新	旧	備考欄
<p>27 供給停止期間中の料金 本約款「<u>25 供給の停止</u>」によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の半額相当額を本約款「<u>18 料金の算定</u>」により停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。</p> <p>28 違約金 (1) お客さまが、故意または重大な過失により本約款「<u>25 供給の停止(2)</u>」のイまたはロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として支払っていただきます。 ＝略＝</p> <p>30 制限または中止による料金割引 (1) 当社は本約款「<u>29 供給の中止または使用の制限もしくは中止(1)</u>」によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行い、料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責に帰すべき事由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ) 割引の対象 基本料金といたします。ただし本約款「<u>17 使用電力量の計量イ、ロ</u>」の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される<u>1ヶ月</u>の金額といたします。 ロ) 割引率 <u>1ヶ月</u>のうち、電気使用を制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。<u>ただし1ヶ月</u>の割引率は最大で100%とします。 ＝略＝</p> <p>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行う制限または中止は、<u>1ヶ月</u>につき1日を上限として計算に入れません。この場合の<u>1ヶ月</u>につき1日とは、料金の算定期間の1暦日(制限または中止が1暦月に2回以上行われた場合には、先に到来する日といたします。)における1回の工事により延べ1時間以上制限しまたは中止した日をいいます。</p>	<p>27.供給停止期間中の料金 (1) 本約款第24条によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金の半額相当額を本約款第18条により停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。</p> <p>28.違約金 (1) お客さまが、故意または重大な過失により本約款第24条(1)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として支払っていただきます。 ＝略＝</p> <p>30.制限または中止による料金割引 (1) 当社は本約款第28条(1)によって、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行い、料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責に帰すべき事由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ) 割引の対象 基本料金といたします。ただし本約款第18条(1)①、②の場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される<u>1か月</u>の金額といたします。 ロ) 割引率 <u>1か月</u>のうち、電気使用を制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。<u>但し1か月の</u>割引率は最大で100%とします。 ＝略＝</p> <p>(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行う制限または中止は、<u>1か月</u>につき1日を上限として計算に入れません。この場合の<u>1か月</u>につき1日とは、料金の算定期間の1暦日(制限または中止が1暦月に2回以上行われた場合には、先に到来する日といたします。)における1回の工事により延べ1時間以上制限しまたは中止した日をいいます。</p>	<p>変更（項目整理）、変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

新	旧	備考欄
<p>31 損害賠償の免責</p> <p>(1) 当社の責に帰すことのできない理由によりあらかじめ定めた <u>需給</u> 開始日に電気を供給 <u>することができない場合には</u>、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) 本約款 <u>「29 供給の中止または使用の制限もしくは中止(1)」</u> によって電気の <u>需給</u> を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(3) 本約款 <u>「25 供給の停止」</u> によって電気の供給を停止した場合、または本約款 <u>「37 解約等」</u> によって <u>需給</u> 契約を解約した場合もしくは <u>需給</u> 契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>＝略＝</p> <p>32 設備の賠償</p> <p>お客さまが、その供給場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失したことにより、当社が一般配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。</p> <p style="text-align: center;">VI 契約の変更および終了</p> <p>33 需給契約の変更</p> <p>お客さまが <u>電気の需給</u> 契約の変更を希望される場合は、<u>本約款「II 契約」に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</u></p>	<p>31. 損害賠償の免責</p> <p>(1) 当社の責に帰すことのできない理由によりあらかじめ定めた <u>供給</u> 開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(2) 本約款 <u>第 28 条(1)</u> によって電気の <u>供給</u> を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(3) 本約款 <u>第 24 条</u> によって電気の供給を停止した場合、または本約款 <u>第 36 条</u> によって <u>電気供給</u> 契約を解約した場合もしくは <u>電気供給</u> 契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>＝略＝</p> <p>32. 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その供給場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p><u>イ) 修理が可能である場合修理費</u> <u>ロ) 紛失または修理が不可能の場合</u> <u>損傷が生じた日又は紛失した日の帳簿価格と取替工費の合計額</u></p> <p style="text-align: center;">VI. 契約の変更および終了</p> <p>33. 電気供給契約の変更</p> <p>(1) お客さまが <u>電気供給</u> 契約の変更を希望される場合は、<u>原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。</u></p> <p>(2) <u>当社は、(1)にかかわらず、電子メールその他の方法によりお客さまに通知したうえで、本約款を変更することがあります。この変更に関するお客さまは、通知を受領してから 30 日以内に当社に通知していただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。お客さまが上記期限までに供給約款の変更に関する異議を述べない場合には、電気</u></p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更 変更</p> <p>削除</p>

新	旧	備考欄
<p><u>において</u>、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更<u>もしくは需給</u>契約を終了する場合<u>において</u>、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を<u>求められたとき</u>は、当社はその精算金をお客さまに<u>請求し、お支払</u>いただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合は、<u>この限り</u>ではありません。</p> <p>37 解約等</p> <p>お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて<u>需給</u>契約の解約をする場合があります。なお、この場合には解約の 15 日前までに通知いたします。</p> <p><u>イ)</u> 本約款「<u>25 供給の停止</u>」によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p><u>ロ)</u> お客さまが、本約款「<u>35 需給契約の終了(1)</u>」による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合</p> <p><u>ハ)</u> 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金を支払われない場合</p> <p><u>ニ)</u> <u>複数の契約のあるお客さまが、ほかの需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を 40 日経過しても支払われない場合</u></p> <p><u>ホ)</u> 本約款によってお客さまが負う料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合</p> <p><u>ヘ)</u> お客さまがその他本約款に違反した場合</p> <p>38 需給契約終了後の債権債務関係</p> <p><u>需給</u>契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、<u>需給</u>契約の</p>	<p><u>たは契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に電気供給契約を終了する場合、もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとする場合において</u>、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更<u>または電気供給</u>契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を<u>求められる場合</u>は、当社はその精算金をお客さまに<u>支払って</u>いただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>37.解約等</p> <p><u>(1)</u> お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて <u>電気供給</u>契約の解約をする場合があります。なお、この場合には解約の 15 日前までに通知いたしません。</p> <p><u>①</u> 本約款<u>第 24 条</u>によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合</p> <p><u>②</u> お客さまが、本約款<u>第 35 条(1)</u>による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合</p> <p><u>③</u> 支払期日を 40 日経過してもお客さまが料金を支払われない場合</p> <p><u>④</u> 本約款によってお客さまが負う料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合</p> <p><u>⑤</u> お客さまがその他本約款に違反した場合</p> <p>38. 電気供給契約終了後の債権債務関係</p> <p><u>(1) 電気供給</u>契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、<u>電気</u></p>	<p>変更</p> <p>削除（項目整理） 変更</p> <p>変更（項目整理）、変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更 削除（項目整理）、変更</p>

新	旧	備考欄
<p>終了によっては消滅いたしません。</p> <p style="text-align: center;">VII 工事および工事費の負担金</p> <p>39 供給地点および施設 電気の供給地点(電気の需給が行われる地点をいいます。)は、託送供給等約款における供給地点といたします。</p> <p>40 計量器等の取付け =略= (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)<u>イおよびロ</u>によりお客さまの<u>所有物として施設した計量器、その付属装置および区分装置は</u>、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。 (4) 当社<u>および一般送配電事業者</u>は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。 (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。<u>また、(1)イおよびロによりお客様の所有物として施設した場合には、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。</u> =略= 42 供給設備の工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。 43 需給開始前に需給契約が終了または変更される場合の費用 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって<u>需給</u>開始に至らないで<u>需給</u>契約を終了または変更される場合は、当社が一般送配電事業者から請求された費用を、お客さま</p>	<p><u>供給</u>契約の終了によっては消滅いたしません。</p> <p style="text-align: center;">VII. 工事および工事費の負担金</p> <p>39. 供給地点および施設 (1) 電気の供給地点(電気の需給が行われる地点をいいます。)は、託送供給等約款における供給地点といたします。</p> <p>40. 計量器等の取付け =略= (3) 計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが<u>施設するものについては</u>、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。 (4) 当社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。 (5) お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまに実費相当額を支払っていただきます。</p> <p>=略= 42. 供給設備の工事費負担金 (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。 43. 供給開始に至らないで電気供給契約を終了または変更される場合の費用 (1) 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって<u>供給</u>開始に至らないで<u>電気供給</u>契約を終了または</p>	<p>変更 (項目整理)</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p> <p>削除 (項目整理)</p> <p>変更</p> <p>削除 (項目整理)</p> <p>変更</p>

新	旧	備考欄
<p>に支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、事前の測量監督等の必要な費用が生じたときは、お客さまにおいてその実費を支払っていただきます。</p> <p style="text-align: center;">VIII 保安</p> <p>44 調査に対するお客さまの協力 お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者 又は経済産業大臣の登録を受けた調査機関 に通知していただきます。</p> <p>45 保安等に対するお客さまの協力 ＝略＝ (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が 一般送配電事業者 の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p> <p style="text-align: center;">IX その他</p> <p>46 反社会的勢力との取引排除 (1) 当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものといたします。 イ) 自己、自社、自社の役員(取締役、監査役、執行役および執行役員をいう。)もしくは実質的に経営に関与する者、または自社の株主等であって自社を実質的に所有し、もしくは支配する者(以下、これらを併せて「各当事者等」という。)が、本契約の締結交渉開始時から本契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5年 を経過しない者、暴力団準構</p>	<p>変更される場合は、当社が一般送配電事業者から請求された費用を、お客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかった場合であっても、事前の測量監督等の必要な費用が生じたときは、お客さまにおいてその実費を支払っていただきます。</p> <p style="text-align: center;">VIII. 保安</p> <p>44. 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者 登録調査機関 に通知していただきます。</p> <p>45. 保安等に対するお客さまの協力 ＝略＝ (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が 当社 の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p> <p style="text-align: center;">IXその他</p> <p>46. 反社会的勢力との取引排除 (1) 当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものといたします。 イ) 自己、自社、自社の役員(取締役、監査役、執行役および執行役員をいう。)もしくは実質的に経営関与する者、または自社の株主等であって自社を実質的に所有し、もしくは支配する者(以下、これらを併せて「各当事者等」という。)が、本契約の締結交渉開始時から本契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5年 を経過しない者、暴力</p>	<p>削除 (項目整理) 変更</p> <p>変更</p> <p>追加</p>

新	旧	備考欄
<p> 成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋等、特殊知能暴力集団その他の反社会勢力またはその所属員（以下、「暴力団等反社会勢力」という。）に該当しないこと。 ロ) 各当事者等が、本契約の締結交渉開始時から本契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的等をもって不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。 ハ) 各当事者等が、本契約の締結交渉開始時から本契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団等反社会勢力に対して資金等を供与し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有していないこと。 =略= 47 その他 本約款に定めのない事項、または、本約款により難い特別な事情が生じた場合は、お客さま、および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとします。 48 管轄裁判所 お客さまとの需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。 49 本約款の実施期日 <u>本約款は、2026年4月1日より施行するものとします。なお、本約款は、2019年12月1日実施、2026年3月4日改定の電気供給約款【低圧】<東京電力パワーグリッド株式会社管内>、および、2023年4月1日実施、2024年11月1日改定の電気供給約款【低圧】<東北電力ネットワーク株式会社管内>と<中部電力パワーグリッド株式会社管内>の統合版とし、従前の各約款の契約を踏襲します。</u> </p>	<p> 団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋等、特殊知能暴力集団 その他の反社会勢力またはその所属員(以下「暴力団等反社会勢力」をいう。)に該当しないこと。 ロ) 各当事者等が、本契約の締結交渉開始時から本契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。 イ) 各当事者等が、本契約の締結交渉開始時から本契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団等反社会勢力に対して資金等を供与し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと。 =略= 47. その他 <u>(1) 本約款に定めのない事項、または、本約款により難い特別な事情が生じた場合は、お客さま、および当社は誠意をもって協議し、その処理にあたるものとします。</u> 48. 管轄裁判所 <u>(1) お客さまとの電気供給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。</u> 49. 本約款の実施期日 <u>(1) 本約款は 2019年12月1日より施行するものとします。</u> </p>	<p> 変更 変更 変更 削除（項目整理） 削除（項目整理） 変更 削除（項目整理） 変更 </p>

新	旧	備考欄
---	---	-----

<p style="text-align: center;">別表</p> <p>1 一般送配電事業者とその供給区域 <u>グリーンピープルズパワー株式会社が電気を供給する一般送配電事業者の管轄に基づく供給区域は次のとおりです。</u></p> <p>(1) <u>北海道電力ネットワーク株式会社管内</u> <u>北海道</u></p> <p>(2) <u>東北電力ネットワーク株式会社管内</u> <u>青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県</u></p> <p>(3) <u>東京電力パワーグリッド株式会社管内</u> <u>栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県 [富士川以東]</u></p> <p>(4) <u>中部電力パワーグリッド株式会社管内</u> <u>愛知県、岐阜県 [一部を除きます。]、三重県 [一部を除きます。]、静岡県 [富士川以西] および長野県</u></p> <p>(5) <u>北陸電力送配電株式会社管内</u> <u>富山県、石川県、福井県 [一部を除きます。] および岐阜県の一部</u></p> <p>(6) <u>関西電力送配電株式会社管内</u> <u>滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県 [一部を除きます。]、福井県の一部、岐阜県の一部および三重県の一部</u></p> <p>(7) <u>中国電力ネットワーク株式会社管内</u> <u>鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部および愛媛県の一部</u></p> <p>(8) <u>四国電力送配電株式会社管内</u> <u>徳島県、高知県、香川県 [一部を除きます。]、愛媛県 [一部を除きます。]</u></p> <p>(9) <u>九州電力送配電株式会社管内</u> <u>福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県</u></p> <p>(10) <u>沖縄電力株式会社管内</u> <u>沖縄県</u></p> <p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する</p>	<p style="text-align: center;">I. 別表</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</u></p>	<p>追加</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
--	--	-------------------------------

新	旧	備考欄
<p>金額とし、再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法第 <u>32</u> 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および<u>インバランスリスク</u>単価等を定める告示により定めます。</p> <p>＝略＝</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その <u>1ヶ月</u>の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。</p> <p>ロ) お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申出いただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日(お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項 <u>第 2 号</u>に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の <u>利用の促進</u>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>3 容量拠出金相当額</p> <p>(1) 容量拠出金</p> <p>電気事業法 <u>第 2 条の 12</u>、電力広域的運営推進機関定款第 <u>55 条の 2</u>により、<u>小売電気事業者が電力広域的運営推進機関に対する支払い</u>を義務付けられた費用を容量拠出金といたします。</p> <p>＝略＝</p> <p>4 日割計算の基本算式</p>	<p>に関する特別措置法第 <u>十二</u>条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および<u>回避可能費用</u>単価等を定める告示により定めます。</p> <p>＝略＝</p> <p>(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その <u>1か月</u>の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。</p> <p>ロ) お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申出いただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日(お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として <u>電気事業者による</u>再生可能エネルギー電気の <u>調達</u>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>2. 容量拠出金相当額</p> <p>(1) 容量拠出金</p> <p>電気事業法 <u>第二条の十二</u>、電力広域的運営推進機関定款第 <u>五十五条</u>によって <u>小売事業者</u>に義務付けられた費用を容量拠出金といたします。</p> <p>＝略＝</p> <p>3. 日割計算の基本算式</p>	<p>変更</p> <p>追加変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

新	旧	備考欄
<p>基本料金について、電気を供給した日数が 28 日／月以上の場合は日割りせず、27 日／月以下の場合は次の算式により日割計算いたします。</p> <p><u>(1ヶ月)</u>の基本料金／検針日が属する月の暦日数)×日割計算対象日数</p> <p>＝略＝</p> <p>6 契約種別</p> <p>＝略＝</p> <p>(5) 再エネダイレクト S 需要場所が東京都内であることとします。 イ) 適用範囲、ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数、 ハ) 契約電力は、<u>契約種別(1)スタンダード</u>でんきに準拠します。</p> <p>(6) 再エネダイレクト実量 S 需要場所が東京都内であることとします。 イ) 適用範囲、ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数、 ハ) 契約電力は、<u>契約種別(3)実量スタンダード</u>でんきに準拠します。</p> <p>7 料金の構成</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表「<u>3 容量拠出金相当額(2)</u>」に記載する容量拠出金相当額、および別表「<u>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金(3)</u>」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p><u>なお、当社は再生可能エネルギー中心の電気を届けるという趣旨にのっとり、化石燃料価格に連動する燃料費調整額は徴収いたしません。</u></p> <p>基本料金および電力量料金は、<u>1ヶ月</u>につき別表「<u>8 料金(5)</u>」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> <p>8 料金</p>	<p>(1) 基本料金<u>または最低月額料金</u>について、電気を供給した日数が 28 日／月以上の場合は日割りせず、27 日／月以下の場合は次の算式により日割計算いたします。</p> <p><u>(1か月)</u>の基本料金／検針日が属する月の暦日数) × 日割計算対象日数</p> <p>4. 供給契約書の作成</p> <p><u>お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。</u></p> <p>＝略＝</p> <p>6. 契約種別</p> <p>＝略＝</p> <p>(5) 再エネダイレクト S 需要場所が東京都 <u>(島しょ部を除く)</u> であることとします。 イ) 適用範囲、ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数、 ハ) 契約電力は契約種別(1)スタンダードでんきに準拠します。</p> <p>(6) 再エネダイレクト実量 S 需要場所が東京都 <u>(島しょ部を除く)</u> であることとします。 イ) 適用範囲、ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数、 ハ) 契約電力は契約種別(3)実量スタンダードでんきに準拠します。</p> <p>7. 料金の構成</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金、別表「<u>2.容量拠出金相当額(2)</u>」に記載する容量拠出金相当額、および別表「<u>1.再生可能エネルギー発電促進賦課金(3)</u>」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、<u>の合計</u>といたします。</p> <p>基本料金は、<u>1か月</u>につき別表「<u>8.料金(1)</u>」のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。<u>電力量料金は、その1か月の昼時間および夜時間の使用電力量にそれぞれ昼時間および夜時間の「8.料金(2)の電力消費量料金を乗じることによって算定することとします。</u></p> <p>8. 料金</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>追加、削除</p> <p>追加</p> <p>追加、削除</p> <p>追加</p> <p>変更、追加</p> <p>追加</p> <p>変更</p> <p>削除</p> <p>移動および</p>

新	旧	備考欄
<p>(1) 電気料金請求書の発行 <u>電気料金請求書は電子的方法により交付します。お客様の ご要望により書面で郵送する場合には、手数料として1通につ き 200 円 (税込) を申し受けます。</u> =略=</p> <p>(2) 料金の算定および適用期間料金算定および適用開始日は、<u>本約 款「IV 料金の算定および支払い」</u>に定めるとおりとします。</p> <p>(3) 契約電力の変更 イ) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承 諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を<u>を</u>、</p>	<p>(1) 基本料金 =略= (2) 電力消費量料金 (電力 1kWh あたりの料金) <u>スタンダードでんき、ハイパワーでんき、実量スタンダード でんき、実量ハイパワーでんきについて当社は、昼時間およ び夜時間のそれぞれにおいて、使用電力量に乗じる販売単価 として電力消費量料金を毎月算定します。電力消費量料金 は、毎月の昼時間、夜時間のそれぞれの時間帯において、当 社が調達する下記 4 種類の電気調達価格総額を総調達量で割 った値を過去12ヶ月間平均した電気調達単価に、託送料金及 び経費を加算したもので、毎月変動するものとします。</u> ① 当社が契約する非 FIT 発電所からの調達。 ② 当社が契約する FIT 発電所からの特定卸供給。 ③ JEPX (日本卸電力取引所) からの調達。 ④ 送配電事業者によるインバランス供給。 再エネダイレクト S、再エネダイレクト実量 S について当社は、 昼時間の電力消費量料金を 28 円 (税込) とします。夜時 間の電力消費量料金は、それぞれ再エネダイレクト S はスタ ンダードでんき、再エネダイレクト実量 S は実量スタンダ ードでんきの電力消費量料金と同額とします。この電力消費量 料金の適用期間は、この契約種別の適用日より 10 年間とし ます。 電力消費量料金は、お客さまへの料金ご請求時に、当社が定 める方法で、お客さまにご報告します。</p> <p>(3) 請求明細書及び領収書の発行 <u>当社がお客さまのご要望に基づいて請求明細書及び領収書を 郵送する場合、下記手数料が発生いたします。</u> イ) 明細書/200 円 (税込) ロ) 領収書/200 円 (税込) =略= (4) 料金の算定及び適用期間料金算定及び適用開始日は、<u>電気供 給約款 IV 料金の算定及び支払い</u>に定めるとおりとします。 (5) 契約電力の変更 イ) 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承 諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金<u>に</u></p>	<p>変更(1)→(5) ハ) ① 移動および 変更(2)→(5) ハ) ② 変更</p> <p>変更 (項目 整理)</p> <p>変更</p> <p>移動および 変更 (3)→(1) 変更</p> <p>移動および 変更 (4)→(2) 移動および 変更 (5)→(3) 変更</p>

新	旧	備考欄
<p>変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな<u>需給</u>契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電力の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。</p> <p>=略= ハ) 契約電力の変更に<u>伴い</u>、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、<u>本約款「3 本約款の変更(2)」</u>に準じます。</p> <p>(4) 環境価値の提供 <u>当社は非 FIT 再エネ発電所からの調達と FIT 非化石証書の調達によって、100%再エネ電気の供給を基本的の実現しています。また、非化石証書に関する証明が必要な場合は、別途、対応いたします。</u></p> <p>(5) 基本料金および電力量料金（1 kWh あたりの単価） <u>イ) 北海道電力ネットワーク株式会社管内</u> <u>※供給準備中</u> <u>ロ) 東北電力ネットワーク株式会社管内</u> =略= <u>ハ) 東京電力パワーグリッド株式会社管内</u> <u>①基本料金</u> =略= <u>②電力量料金</u> <u>当社の電力量料金は、当社が電力を調達する際の平均調達単価に、託送料金および当社の経費を加算して算定し、毎月変動するものとします。算出方法は下記の表のとおりです。</u> <u>a) 当社が契約する非 FIT 発電所からの調達。</u> <u>b) 当社が契約する FIT 発電所からの特定卸供給からの調達。</u> <u>c) JEPX（日本卸電力取引所）からの調達。</u></p>	<p><u>対して</u>変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな<u>電気供給</u>契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電力の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。</p> <p>=略= ハ) 契約電力の変更に<u>ともない</u>、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、<u>電気供給約款「3.本約款等の変更」(2)</u>に準じます</p> <p>(6) 環境価値の提供 <u>再エネダイレクト S、再エネダイレクト実量 S メニューの電気については、開成あじさいの里ソーラーシェアリング発電所、高滝湖第 1 発電所の環境価値が付与されているものとします。ただし、非化石証書の発行は別途有償にて行うものとします。</u></p>	<p>変更</p> <p>移動および変更 (6)→(4) 変更</p> <p>追加 ※他エリア 追記</p> <p>移動および変更(1)→(5) ハ) ① 移動および変更(2)→(5) ハ) ②</p> <p>変更 ※項番整理 追加</p> <p>追加</p>

d) 送配電事業者によるインバランス補給による調達。

各電力メニュー	算出方法	単位	料金(税込)
スタンダードでんき ハイパワーでんき 実量スタンダードでんき 実量ハイパワーでんき	毎月電気調達単価(円/kWh) $= (a + b + c + d) \text{の合計額} \div \text{総供給電力量}^*$ 上記により算出した直近12ヶ月の平均値を基準電気調達単価とします。 昼時間(5:00~17:00) $= \text{基準電気調達単価} - 1 \text{円}$ 夜時間(17:00~翌5:00) $= \text{基準電気調達単価} + 1 \text{円}$	1 kWh	昼時間毎月変動します 夜時間の料金は毎月変動します
再エネダイレクトS 再エネダイレクト実量S	昼時間=28円(固定) 夜時間 $= \text{基準電気調達単価} + 1 \text{円}$	1 kWh	夜時間の料金は毎月変動します

*総供給電力量とは、当社が東京電力パワーグリッド株式会社管内において当該月に供給した電力量の合計をいいます。

再エネダイレクトS、再エネダイレクト実量Sについては、適用期間は、この契約種別の適用開始日より10年間とします。

電力量料金は、お客さまへの料金ご請求時に、当社が定める方法で、お知らせします。

ニ) 中部電力パワーグリッド株式会社管内

=略=

ホ) 北陸電力送配電株式会社管内

※供給準備中

ヘ) 関西電力送配電株式会社管内

※供給準備中

ト) 中国電力ネットワーク株式会社管内

※供給準備中

チ) 四国電力送配電株式会社管内

※供給準備中

リ) 九州電力送配電株式会社管内

※供給準備中

追加

新	旧	備考欄
<p>ヌ) <u>沖縄電力株式会社管内</u> <u>※供給準備中</u></p> <p>9 別表改訂履歴</p> <p><u>本別表は 2026 年 3 月 5 日より施行するものとします。なお、本別表は、2019 年 12 月 1 日 実施、2024 年 11 月 1 日 改定の電気供給約款【低圧】<東京電力パワーグリッド株式会社管内>、および、2023 年 4 月 1 日 実施、2024 年 11 月 1 日 改定の電気供給約款【低圧】<東北電力ネットワーク株式会社管内>と<中部電力パワーグリッド株式会社管内>に記載された別表の統合版とし、従前の各別表を踏襲します。</u></p>		追加